

『行啓記 保延五年』

本史料は、当部に函架番号九一四〇四五として整理されている、全体が四紙から成る卷子本で、その寸法は縦一七・四匁、横二〇八・〇匁（第一紙五一・九匁、第二紙五二・一匁、第三・四紙五二・〇匁）、料紙は楮紙である（図版15参照）。内容は第一・二紙が保延五年（二五）八月一七日、第三・四紙が同二七日の行啓に関わる記事となっている。書写者については、その特徴的な筆跡から九条経教であることが判明する。また江戸期表紙には九条道房によって「行啓記」と記されており、本書名はこの外題に拠った。

保延五年八月一七日は、体仁親王が兄崇徳天皇の東宮と為られた日である。親王はこの年五月一八日、鳥羽院と藤原長実の女得子（美福門院）の皇子として御誕生、七月一六日に立親王されて、わずかに生後三ヶ月での立坊となった。そして「立太子」儀直前に、中宮聖子（皇嘉門院）は内裏から権中納言藤原家成卿の館へ行啓したのである。その後二七日の家成邸（三条西洞院亭）から六条の里内裏への行啓は、東宮の生母得子が女御となるために行われたものであった。

この間、中宮聖子が滞在したと思われる館の主人家成は、中御門中納言と号し、歌道の家六条藤家の人物であり、勅撰集にも入集して歌人として活躍するが、鳥羽院の寵臣として権勢を振るったことでも知られている。鳥羽院

との密接な関係から、家成はこの一七日には春宮権大夫に任じられ、「春宮御所」（「平戸記」寛元三年（三三）八月二六日条）となった家成邸では、永治元年（二四）一〇月二六日に着袴の儀が行われた。

さて本記の記主は、一七日の行啓の際、参内後中宮方に参上して「奉仕御興寄」し、二七日にも「奉仕中宮御興寄」している。本文中には中宮大夫藤原忠教の行動が記されており、忠教自身が記主であるとも考えられる。忠教は四条民部卿と呼ばれて、歌人としても秀でた才能を発揮したとされ、この時正二位大納言、民部卿、長承三年（二三）以来中宮大夫も勤めていた。彼は、一〇〇余巻に及ぶ日記「四条戸部記」を残したとされるが（『玉葉』承安二年（二七）二月八日条）、現在では伝わらない。

しかし一七日の行啓で記主は、家成邸到着後、関白藤原忠通に立太子の節会に参上すべきかどうかを尋ね、府生・番長などの隨身に指示を出している。また二七日には、彼が乗った馬に落ち着きがなかったため、府生が騎乗していた穏やかな馬に乗り換えたという。「拾介抄」・「北山抄」などによれば、府生や番長を給された公卿は、摂政・関白以外では近衛大将のうち大臣を兼帯するものに限られた。この規定に従えば忠教には府生らは給されず、保延五年段階でこうした行動をとりうる人物としては、左大臣源有仁（左大将）

または内大臣藤原頼長（右大将）が該当することになる。

有仁は後三条天皇の皇子であったが、白河院の猶子とされた後、元永二年（二二〇）に源姓を賜わり、保延二年には左大臣に任じられた。花園左大臣と号した有仁は、詩歌や管弦の才能に恵まれて勅撰集にも入集、加えて有職故実にも通じて「春玉秘抄」・「秋玉秘抄」などを残している。ただし、体仁親王との特別な関係は確認できない。

一方宇治左大臣と号した頼長は、誕生直後の保安元年（二二〇）十一月に実父忠実が白河院の不興を買って失脚したため、天治二年（二二三）異母兄である忠通の猶子となった。大治五年（二二三）に叙爵後は順調に昇進し、忠実は頼長の才能に大いに期待、白河院崩御後、しばらくして政界に復帰すると頼長の強力な庇護者となった。長承三年（二二三）忠実の息女で、前年鳥羽院の女御となった泰子が皇后に冊立されると頼長は皇后宮大夫となり、保延二年には鳥羽院別当に補された後、一七歳にして内大臣に任じられている。頼長は忠実の働きかけによって鳥羽院との関係を形成しており、体仁親王立太弟に際しては、皇太弟傳に任じられたのである。

以上のような鳥羽院・体仁親王・関白忠通との関係などを勘案したとき、記主が頼長であった可能性は極めて高いと言える。一七日条に親王の動きが見えない点は気がかりだが、中宮聖子は親王を養育したとされており（「今鏡」）、着袴の儀に際しても同宿し（「玉葉」承久二年△三〇〇）十一月五日条）、即位にあたって「擬母儀」して皇太后となっている。また二七日条によれば、春宮と中宮がともに家成邸から六条の里内裏に行啓している。こうしたことから一七日の行啓を、聖子が幼少の親王を伴って新たに春宮御所となるべき家成邸へ遷したものとみれば、同日皇太弟傳に任じられた頼長が、

中宮の行啓に同行していたとしても不自然ではなからう。頼長には、「台記」「宇槐記」などと称される保延二年から久寿二年（二二五）の日記が断続的に残されているが、保延五年八月については現存しない。

なお書写者の経教は元弘元年（三三三）誕生、建武二年（三三五）叙爵後、行啓に直接関わると思われる職としては、康永元年（三三三）から同二年まで春宮権大夫、延文三年（三三六）から康安元年（三三六）まで関白を務めたあと、応永七年（四〇〇）に没している。興仁親王（崇光天皇）の春宮権大夫時代は一二歳から一四歳であり、一方で延元三年には、関白となる直前に後光厳天皇と紀仲子（崇賢門院）との間に結仁親王（後円融天皇）が誕生されている。関白となった経教が結仁親王の立太子、その後の行啓を予測して、幼くして立坊された体仁親王の例を書写したものと考えるべきであろうか。

凡例

- 一、使用漢字は、主として常用漢字を使用した。
- 一、字配りは、原本に従った。
- 一、紙継目は、各紙の最終文字下に「」を付して示した。
- 一、異筆部分は、「」で括って表記した。
- 一、便宜、読点及び並列点を付した。
- 一、人名注等は、（ ）で括って表記した。

（櫻井 彦）

〔江戸期表紙〕
「行啓記」

保延五年八月十七日、子、甲終

日甚雨、有行啓、自内裏渡御、家成卿家、

辰刻参内、時繪螺鈿劍、有文、帶、隨身朽葉狩、

袴、藁脛巾、令抱、参中宮御方、（藤原皇子）

依無居所、居釣殿廊、師頼、（源）

重通卿等同在此所、予問曰、

行啓召仰了歟、答曰、師頼已奉

仕了、午刻許漸寄出車、兩、十

此外有糸毛并半物車、依降雨寄乘、

々々々之、每車二人口許乘、至于半物不

乘、未斜寄御輿、豫張雨皮、

啓將等候近辺、上達部列

立幔外、依無立隱所、皆擁笠立、

穩便、自可擁也、予奉仕御車寄、

仍不立列、欲寄御輿之間、掃部寮、

敷筵道、長筵也、未寄御輿之前、

公卿可列、而甚雨間遅々、寄御輿之、

後列立頗違例、籠隨身笠、

馬副差之、除無所見今案也、博陸

被示云、御輿北向尤忌事也、而

今日已北向也、可令改、即改之、

南、次駕給、無警蹕、至駕輿此

興昇出之間、予着靴前行、

於陣外騎馬、御輿出北門

至行啓者、不仰御綱、自烏丸南行、々々々

入御家成卿家、寢殿東妻

作御輿寄引幔、依雨念々

佇立西中門、予昇自西中門、

經南面大床進、奉仕御輿

寄了、奉待博陸、而博陸車

在出車後云々、仍良久不被参、

只奉下之、無警蹕、

予申関白云、帰家更可参節会、立太子也、

歟、答云、只今申刻也、申刻可奏

宣命也、然者諸卿直参内可始事、

仍予仰隨身曰、至府生者退出、着

束帶可来逢内裏也、番長以下遣

取壺胡籙負之、可解藁脛巾、所

抱弓箭可返遣家也、』

保延五年八月廿七日、甲、戊、晴、有

（休仁親王）東宮・中宮行啓、自三条西洞院亭、参六条内裏給、

今日申刻参入、蒔絵螺鈿劍、隨身
朽葉狩袴、藁脛

巾、狩胡簾、令抱弓箭、如行幸、袖帶
刀之後、隨身垂袴、壺胡簾也、未袖

之、仍其裝束如此、暫居寢殿西透渡

殿、(藤原)以光房申関白云、可立名謁列

歟、仰云、委不覚悟可尋、然間

寄御車、予着靴之間、為列
立也

関白被仰可参御車寄之由、

経中門廊并透渡殿、寢殿

簀子等、此間行懸下
重尻於劍、
(藤原清隆)進摺笏、

亮相共懸打板於鴟尾、令差

倚御車、次卷上御車後簾、

関白立東御屏風御几帳給、

予立西御屏風御几帳等、公

卿列立南階西、北上
東面、啓將闕

腋、帶弓箭、東西近立、寄御車、

予暫居御屏風
西邊、笏猶在腰、関白被仰可召陰

陽師之由、予伝仰之、即守憲(賀茂
陰陽
頭)

経透渡殿并寢殿南簀子、入自

日隱間西柱与御屏風之間、奉仕

反閉、了経本路退出、給縁
云々、予引

合御屏風、次駕給無著
了、依

関白仰下後簾、更帰出疊御

屏風拔笏、次官司引去打板、

此間予経本路、於中門廊内方

令隨身着靴、出自中門於西門外

騎馬、諸事如行幸、但番長步行、在
馬後如下闕、裝束朽葉狩

袴、狩胡簾如常、但参入退出之時、番
長騎馬、予所乘之馬半漢陸梁、府生

所乘馬閑馬也、仍於三条町乘代之、結

唐尾之間、
頗遲々、次東宮御車至門外昇

下立榻、(藤原賴
朝)春宮大夫被示云、関白殿

下参入給之後、可被仰手車、

予依可奉仕中宮御輿寄、還

上初所、東宮御車寄、中
宮御輿倚同所也、次作

御輿倚、了敷筵道、此間中宮

前駟公卿列立、南上
東面、次寄御

輿、南
向、令下了昇出御輿、次

名謁、(藤原)
頭權亮経定問之、予
不立之、依為東宮前駟也、

(異筆)「中宮・東宮行啓事、」』